（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、対象設備の購入等をすることを条件として利用者に対する経済的利益の提供をすること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした利用者に対する経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからハまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の８（第２条の７関係）

継続利用割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名
法人番号

［表略］

［注１　略］

２　「提供件数」及び「提供額」の欄には、継続利用割引等の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

［３～５　略］

様式第23の５（第４条の５関係）

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号等関係）

年度第　四半期

事業者名
法人番号

［１・２　略］

［注１～４　略］

５　「１　対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、対象設備の購入等をすることを条件とした利用者に対する経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。

（対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告）

第四条の五　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の五により、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること（移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していることとなるものを含む。以下同じ。）及び対象設備の購入等をすることを条件とし、又は新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結すること（新たに移動電気通信役務の提供に関する契約を締結することとなることを含む。以下同じ。）を条件とした経済的利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

（在庫端末等の購入等を条件とした利益の提供状況報告）

第四条の六　電気通信事業法第二十七条の三第一項の規定により指定された電気通信事業者及び前年度末における営業所その他の事務所の数が百以上の届出媒介等業務受託者は、様式第二十三の六により、電気通信事業法施行規則第二十二条の二の十六第一項第二号イからニまでに規定する利益の提供の状況について、毎四半期経過後二月以内に、書面等により総務大臣に提出しなければならない。

様式第20の８（第２条の７関係）

継続利用割引等の提供状況報告

年度第　四半期

事業者名

［表同左］

［注１　同左］

２　「提供件数」及び「提供額」の欄には、移動電気通信役務の提供に関する契約を一定期間継続して締結していたことに応じて利用者に対して行われる経済的利益の提供件数及び提供額の合計数をそれぞれ月別に記載すること。

［３～５　同左］

様式第23の５（第４条の５関係）

対象設備の購入等を条件とした経済的利益の提供状況報告
（施行規則第22条の２の16第１項第２号等関係）

年度第　四半期

事業者名

［１・２　同左］

［注１～４　同左］

５　「１　対象設備の購入等を条件としたもの」の「経済的利益」の項には、移動電気通信役務の提供に関する契約を締結し、又は締結していること及び対象設備の購入等をすることを条件とした経済的利益の提供件数及び提供額の合計数を記載すること。